

令和３年度 議会改革特別委員会 運営方針

1 調査の目的

墨田区議会基本条例の運用その他議会改革に関する諸問題について、総合的に調査し対策を検討する。

2 調査のテーマ及びその内容

(テーマ) 議会改革ＰＤＣＡサイクルの構築に向けて

(内 容)

墨田区議会基本条例の基本理念である「開かれた議会」及び「議会活動の活性化」を実現するため、「墨田区議会基本条例の制定に関する報告書」(平成３１年３月６日)における今期(第１９期)への引継事項である「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」(その後、追加されたものを含む。)の内、優先度Ｃ２に区分している７課題及び昨年度からの継続となっている４課題について調査・検討を行う。政治倫理条例の策定など比較的大きな課題は残っているものの、これをもって全４４課題に及ぶ検討課題の大部分について一定の結論を得ることとなる。

来年度、実施予定の「条例の見直し」は、本区議会における議会改革のひとつの到達点である「議会ＰＤＣＡサイクルの構築」に向けた重要な第一歩である。今年度はその土台造りのため、来年度へ課題を持ち越すことのないよう積極的かつ着実に課題整理を進めていく。

3 調査期間及びスケジュール

別紙「令和３年度「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」検討スケジュール」のとおり

4 調査の手法等

項 目			実施予定
先進自治体等への行政調査			○
議会基本 条例関連	1 3 条	委員間討議	○
		議事堂以外での委員会開会	
	1 4 条	区民等との意見交換会等	
		条例案の提出その他の政策立案及び政策提言の積極的な実施	○
	2 0 条	公聴会及び参考人制度の活用	
		学識経験者等による専門的事項に関わる調査	
		議会のパブリック・コメント	○
	2 3 条	委員会における研修会	○

《概要》

1 先進自治体等への行政調査

来年度実施する議会基本条例の見直しに向けて、既に条例の見直しを行った実績のある議会の手法や効果等について調査を行う。

2 委員間討議

調査・検討に当たっては、委員間討議を基本とし、積極的な議論を行う。

3 条例案の提出その他の政策立案及び政策提言の積極的な実施

各検討課題を協議した結果、「条例を制定すべき」又は「区長又は議長へ提言すべき」とした事項については、条例案又は提言等としてまとめていく。

なお、検討課題No.29「政治倫理に関する規程の策定」については、今期中に政治倫理条例案をまとめ、本会議に提出することとなっている。

4 議会のパブリック・コメント

政治倫理条例の策定に当たっては、広く区民の意見を聴き反映していく必要があることから、議会のパブリック・コメント手続を実施する。

5 委員会における研修会

昨年度実施した日本生産性本部・地方議会改革プロジェクト「地方評価モデル（要約版）による議会評価」の結果について、専門的知見を有する大学教授等から説明を聴取するとともに、現在の議会改革のトレンドなどについて調査するため、委員会における研修会を開催する。

* 本運営方針に記載の内容は予定であり、やむを得ず変更することがあります。